

2020年7月6日

不祥事（南陽高校事件）については、愛知県教育委員会が告発をすることを求める請願

住所 [REDACTED]
請願人 行政を考える住民の会 [REDACTED] 印
事務局 宮崎邦彦

1 請願の経過と趣旨

- 1 高校教諭ら5人を懲戒（2020年3月28日 中日新聞 資料1、3月28日朝日新聞 資料2）との報道、
- 2 事案の不祥事について（南陽高校 資料3）等、不祥事について、各学校において、今後に向けての取り組みを聞く。この事案は、準強制わいせつで逮捕（資料4）です。

事実確認、事件の起きた背景、原因、事件の問題点、等の検証が十分なされているとは言い難い。当然防止のための、今後の方向性、対策等についての具体的、結論がだされているとは言い難いということである。

- 3 南陽高校（資料3）については、教諭の行動はなぜ、なぜ、・・・である。本来は、なぜが明確にされた上で、事件についての解明等がなされるといえる。報告等からは、解明がなされているとは言い難い。少なくとも解明は不明。
- 4 これだけの事件である（資料3）愛知県迷惑防止条例違反、岐阜県迷惑防止条例違反、愛知県青少年健全育成条例違反、強制わいせつ、などの罪に問われる事案である。関係者、事件を知るものは、その後どのようになったのか、疑念、不信、不安感等をもたれていると思われる。
- 5 刑事責任が問われていなかったら、容認される行為なのかと、不安と不信感を持つ。学校職員は、見逃されるのかと誤解される。事実関係について、最も知り得る立場にある、正確な資料もある、教育委員会こそが、告発する義務がある。告発期間は十分あります。

2 請願事項

- 1 全職員に、南陽高校事案は、職員の生徒に対する、迷惑防止条例違反、青少年健全育成条例、強制わいせつ事案等に該当するということを公表する事。
- 2 （もし）県教育委員会が、告発をしていない場合は、速やかに告発をし、告発したことを公表する事。



- 3 今後、広く職員の、強制わいせつ、迷惑防止条例違反、青少年健全育成条例違反は、告発をすることを公表する事。

添付資料

- 資料1 2020年3月28日 中日新聞
- 資料2 2020年3月28日 朝日新聞
- 資料3 南陽高校処分に関する文書
- 資料4 YAHOO!ニュース

口頭意見陳述希望